

フロン排出抑制法における今回の発表の位置付け

フロン排出抑制法では、第一種フロン類充填回収業者(業務用冷凍空調機器から冷媒フロン類を充填回収するため都道府県知事の登録を受けている者)は、前年度に充填回収したフロン類の量等を都道府県知事に毎年度報告し(法第47条第3項)、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知しなければならないこととされています(法第47条第4項)。

また、主務大臣は、この通知事項等を整理して特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされていることから(法第94条)、今回はこの規定に基づき、第一種特定製品に関し充填回収したフロン類の充填量及び回収量等の集計結果を公表するものです。

(フロン排出抑制法関係条文)

第四十七条

- 3 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

第九十四条 主務大臣は、第四十七条第四項の規定による通知又は第六十条第三項及び第七十一条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の充填、回収、再生及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。